

医政局

Health Policy Bureau

すべての人のための医療を目指して

Our Mission

急速な少子高齢化に伴う疾病構造の多様化、医療技術の進歩等、医療を取り巻く環境が変化する中で、すべての人が良質かつ適切な医療を受けられるよう、質が高く効率的な医療提供体制を構築することが、医政局の重要な使命です。

部局の所掌分野

地域における医療提供体制確立

医療資源に限られる中、すべての人が良質かつ適切な医療を受けられるよう、病床の機能分化・連携の推進や地域包括ケアシステムを構成する在宅医療サービスの充実等を目指した取組を行っています。

医療人材の育成・確保

医師や看護師等、医療を担う適切な人材の育成とともに、病院や診療所等における勤務環境の改善や看護職員の復職支援といった、医療従事者の定着・離職防止に係る取組を行っています。

医薬品・医療機器等に関する研究支援

医薬品・医療機器は保健衛生の向上に必須のものですが、その開発には多大な時間や資金を要することから、日本医療研究開発機構等を通じた研究開発の支援を行っています。

医薬品・医療機器産業への支援

医薬品・医療機器産業は資源が乏しい日本の成長を牽引することが期待されている産業の一つです。そこで、業界の意見を適切な形で施策に反映するなど、業界振興を行っています。



政策紹介 1

将来に向けた医療提供体制の構築

高齢化や医療技術の発展に伴い、治療中心の医療だけでなく、慢性期疾患治療や在宅医療等による病気と共存した生活の質の向上をはじめ、医療に求められるニーズが多様化・複雑化しています。このような状況に対応するため、病床の機能ごとの将来の必要量等、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を地域医療構想として策定し、病床の機能分化・連携や在宅医療等の充実を図るとともに、平成28年10月より開催した「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」において医療を取り巻く環境の変化を踏まえた新たな医療のあり方や医師・看護師等の働き方等に関するビジョンを打ち出すなど、日本の将来に対応できる医療提供体制の構築に取り組んでいます。

KEY WORD

医療分野で進む国際展開

我が国の優れた医薬品・医療機器、公的医療保険制度等を世界へ広げるため、平成25年から新興国等の保健省と医療・保健分野についての協力覚書を締結しており、平成28年12月にロシア、平成29年3月にはサウジアラビアを加え、16カ国との間で協力関係を樹立し、これらの国々を中心として、我が国の経験や知見の共有、人材育成等の支援を通じて、相手国の医療水準の向上に貢献することで、我が国への親和性を高め、将来的に医薬品・医療機器の利用につなげられるよう取り組んでいます。



[大臣間の協力覚書の締結
(ロシア連邦スクヴォルツォヴァ保健大臣と)]

政策紹介 2

医薬品・医療機器産業におけるイノベーション促進

日本は数少ない新薬創出国であり、最先端のものづくり技術を有するため、医薬品・医療機器産業は、経済成長を担う産業として期待されています。近年は、高度な科学技術を革新的な医薬品等の創出につなげるベンチャー企業の役割が重要になっています。こうした中、医療系ベンチャー企業の振興方策を検討する「医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会」において報告書を取りまとめました。報告書を踏まえて、専門部署を立ち上げ、薬事に関する相談を受け付ける等の支援策を講じています。



iStent

眼圧上昇の原因である房水が排出しづらく、眼圧が上昇している患者さんに対して使用する医療機器。極小な眼内ドレーン(1mm)を目の周辺部に埋植することで房水の排出経路を確保し、眼圧を下降させます。

※データ提供:
グ라우コス・ジャパン合同会社



[大臣間の協力覚書の締結
(サウジアラビア王国タウフィーク保健大臣と)]

KEY WORD

災害時における医療体制の確保

災害時において、国民の生命・身体を守るため、被災地での医療提供体制を迅速に構築する必要があります。そこで、厚生労働省では災害拠点病院の整備や災害派遣医療チーム(DMAT[®])の養成等を行っています。平成28年4月の熊本地震発生時も、DMATは、最大216チーム(4月17日時点)が全国から派遣され、現地での災害急性期における医療に対応しました。

※DMAT:「Disaster Medical Assistance Team」の略。災害急性期(発災後48時間以内)に活動できる機動性を持つ、トレーニングを受けた医療チーム。



[被災地へ向かうDMAT]

政策紹介 3

“新たな医療”への試み

医療技術の発展に伴い、国民の医療に対する意識が変化するとともに、国民生活における医療のあり方や提供される医療内容が多様化しています。

このような“新たな医療”についても安全・安心に提供できるように、高度な医療提供を使命とした特定機能病院におけるガバナンス改革を含めた医療安全確保体制の確立や多様な情報提供手段に応じた医療広告規制の見直し等、さまざまな角度から適切な医療提供を確保するための取組を行っています。

